

静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載募集要項

静岡市成人健診まるわかりガイドに広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告媒体の概要

- (1) 名称 令和8年度成人健診まるわかりガイド
- (2) 用途 静岡市のがん検診や特定健診などについて、その内容や受診できる医療機関などを広く市民に周知するために使用します。

2 広告掲載のメリット

- ・全戸配布のため、全市民に周知を図ることができます。
- ・市が発行する印刷物に掲載されるため、広告主に対する信頼感が得られます。

3 広告媒体の規格

- (1) 広告媒体の大きさ A4判
- (2) 広告媒体のページ数 24ページ（表紙及び裏表紙を含む）
- (3) 広告媒体の色数 4色刷り

4 広告枠の規格

- (1) 広告枠の大きさ (縦)120ミリメートル×(横)180ミリメートル
- (2) 広告枠の位置 23ページ(裏表紙の直前)下部
- (3) 広告枠の枠数 1枠
- (4) 広告枠の色数 4色以内
- (5) 最低募集価格 99,000円（うち消費税及び地方消費税の額9,000円）

5 広告掲載の申込み

- (1) 申込期限 令和7年11月28日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ・ 静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載申込書（様式第1号）
 - ・ 広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
 - ・ 事業者にあっては、事業の概要が分かる書類
 - ・ 資格・免許等を必要とする業種にあっては、それらを証明する書類の写し
- (3) 申込対象者
事業者（又は広告代理店）
- (4) 申込方法
5（2）に記載の提出書類一式を、13に記載の申込先へ持参、郵送またはメールにて提出してください。

(5) 申込できない業種又は事業者

- ・ 静岡市が実施する健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診及び肝炎ウイルス検査を実施する保険医療機関としてガイドに掲載される予定の医療機関
- ・ 葬祭業者、墓地業者及び墓石業者
- ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・ 各種法令に違反している事業者
- ・ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・ 利殖を目的とした投資又は投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・ たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- ・ 興信所・探偵事務所等
- ・ 占い、運勢判断に関する業種
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

6 広告の適否審査

【1次審査】

所管課において、静岡市広告掲載基準及び品位を損なう広告の制限に関する運用基準に基づいて審査を行います。

【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲載する広告の適否について審査します。

7 選定方法

掲載が可能と認められた掲載希望者の方には、見積書を提出していただき、見積

価格の最も高い方を広告主とします。(最も高い見積価格を提示した者が複数あるときは、そのうち市内事業者である者を広告主とし(市内事業者が複数ある場合は、抽選により決定します。)、市内事業者である者がいないときは、抽選により決定します。)

8 決定通知

広告掲載・非掲載の決定は、令和7年12月19日(金)までに通知します。

9 広告原稿の提出方法

- (1) 提出期限 令和8年1月28日(水)
- (2) 提出方法 完全データ入稿
(ソフト名：イラストレータ、文字はアウトライン化)

10 広告料の納入方法

広告主は、市が指定する納付書により、市が指定する期日までに最寄りの金融機関から広告料を納入してください。

11 広告料の還付

既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料の全額を返還する。

12 広告主の責務

- (1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。
- (3) 広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 申込み及び問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎(新館12階)
静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課 健診係
電話：054-221-1579 FAX：054-251-0035
メールアドレス：kenkousuishin@city.shizuoka.lg.jp